

登園許可証明書

ひびきのそら保育園 園長様

園児氏名 _____

病名【 _____ 】

年 月 日～ 年 月 日 症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能とします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関 _____

医師名 _____ 印又はサイン _____

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。感染力のある時期に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活において可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (乳児・幼児にあたっては、3日を経過するまで)
コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (乳児・幼児にあたっては、3日を経過するまで)
風しん	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の拡張が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していること
咽頭結膜熱（アデノウイルス）	主な症状が消え2日経過してから
百日咳	抗菌薬による治療を終了するまで、または特有の咳が消失するまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染病紅斑（リンゴ病）	医師により感染の恐れがないと認められるまで
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ等)	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること 医師により感染の恐れがないと認められるまで
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス（ヒトメタニューモウイルス）	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111)	症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回検便によっていずれも菌陰性が確認されてから

以下のような症状があった場合は登園を控えましょう

(発熱)

- ・ 24時間以内に38度以上の熱が出た場合や解熱剤を使用している場合
- ・ 自宅で37.5度を越えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく水分が摂れていないなど全身状態が不調である場合

(咳)

- ・ 夜間しばしば咳の為に起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある。
少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合

(嘔吐)

- ・ 24時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合
- ・ 食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合

(下痢)

- ・ 24時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなど症状がみられる場合
- ・ 朝に排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合

(発疹)

- ・ 発熱と共に発疹がある場合
- ・ 感染症による発疹が疑われ、医師により登園を控えるように指示された場合
- ・ 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合
- ・ 発疹が顔面などにあり患部を覆えない場合
- ・ 浸出液が出ており他児への感染の恐れがある場合
- ・ 痒みが強く手で患部を掻いてしまう場合